

戦争の記憶と記憶の戦争

——フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争¹⁾——

丸 岡 高 弘

伝統や記憶の共有（ないしはそれを共有しているという意識）が国民国家形成の重要な契機のひとつであることはアンダーソンやホブズボウムを待つまでもなく、つとにエルネスト・ルナンが1882年の有名な講演「国民とは何か」で指摘していることである。ヨーロッパ連合が最終的にどのような形態をとるのかはいまだ予測することが困難である。しかしフランスやオランダにおける国民投票の失敗という挫折はあったにせよ、欧州憲法をもとうとする意志の表明は、ヨーロッパが単なるプラグマティックな統合（経済統合、制度の統合等々）だけではなく、国民国家と同じような政治的実体、すなわち各人がそこに帰属感を感じ、欧州市民として自己同定できる、そのような存在になることを志向していることを示している。ルナンは、《過去の記憶を共有しているという意識と未来をともに生きるという意志》が国民意識の基礎であると考えたのであるが、ヨーロッパ市民は未来をともに生きるために、一体化して過去の記憶を共有することができるのだろうか？——こうした疑問は一昔前には現実の日程にはのほりそうにもない空想的な問題設定に思えただろうが、今やこれはすでに解決済みの問題とまでは言えないまでも、遠くはない未来に実現されるであろう課題でしかない。フランスとドイツは長く深刻で頻繁な対立の歴史をもったにもかかわらず、戦争（第二次世界大戦）の記憶が現在において深刻な葛藤の原因とはならない。もちろんそれは自然にそうなったのではなく、両国のさまざまな努力の結果であることは言うまでもないが、とりわけドイツが誠実なそして徹底的な歴史の清算を行なったことが最大の原因であるに違いない。それに比べて未だに歴史問題をひきずっている日本の拙劣さは目を覆うばかりである。

しかしそれではヨーロッパにはもはや歴史問題は存在しないのだろうか？ もちろんそうではない。というよりむしろヨーロッパはある意味では日本よりももっと深刻な問題を抱えていると言える。いまやヨーロッパには大規模な人口移動のために、明白に異なった歴史・伝統・記憶をもった社会集団が無視できない大きさで出現しつつ

1) 本論文は2006年度南山大学地域研究センター共同研究助成による研究成果である。

ある。しかもかれらが体験した歴史はヨーロッパと全く無関係なのではない。むしろ交錯し、葛藤的な関係をもった歴史（植民地主義の過去）をヨーロッパとは逆の立場から共有している。そしてそれは「戦争の記憶」が「記憶の戦争」を誘発する危険を内包している。こうした点を検討するために、本論では2005年2月に成立したひとつの法律がフランスの国内外に重大な論争をひきおこした経緯を紹介し、この論争の分析を通じて現在のフランスが抱える深刻な問題、「歴史の亀裂」という問題について考察してみたい。

【2005年3月25日の「政府公認歴史教育拒否アピール」】

2005年3月25日、ル・モンド紙にクロード・リオジューを初めとする6名の著名な歴史家によって「植民地主義：政府公認歴史教育は拒否」と題したアピールが発表された。アピールは「フランス人引揚者にたいする国家の感謝表明と交付金支給に関する2005年2月23日の法律」（以下、「引揚者援護法」と略称する）の第四条に抗議し、その廃止を要求するものであった。「引揚者援護法」の四条には次のような規定が含まれていた。

大学における研究プログラムにおいて、海外とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の歴史に対して、それにふさわしい位置づけを与える。

学校教育のプログラムは海外とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の肯定的な役割を認め、当該地域出身のフランス軍兵士の歴史と犠牲に対して、それにふさわしい卓越した位置づけを与える²⁾。

かれら歴史家がこの条項に抗議の声を上げたのは、まず第一にそれが国家権力による歴史研究・教育への介入になるからであり、第二には、それは歴史を改竄するものだからである。植民地主義の歴史は犯罪的行為をとまなっており、時にはジェノサイドと形容できるほどの大虐殺もあったし、奴隷制度もあった。さらには現在の人種差別主義が植民地主義に根をもっているという事実もある³⁾。植民地主義の「肯定的役割」のみをとりあげることはこうした過去の否定的側面を隠蔽する結果になるだろう。そして最後に、おそらく最も重要なのは第三の理由だが、それは次のように述べられている。

2) LOI n° 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés

3) この点は2005年1月に発表された「共和国の原住民」アピールと同じ主張である。「共和国の原住民」アピールはフランスにおけるマイノリティーの自己表象のあり方について重大な問題を孕んでいると思われるが、この点については稿を改めて論じたい。

この法律は国家主義的な共同体主義を法制化しているが、その反動ですべての過去を剥奪されたグループの共同体主義を誘発する恐れがある⁴⁾。

「共同体主義」という言葉はフランスでは明確に否定的なニュアンスでもちいられる表現だが、国家のなかで小共同体が並立し、それぞれが固有の習慣（場合によれば法律）をもち、固有のアイデンティティを自覚して、相互の間に交流がない状態をいう。つまり、フランス国民である以前に、イスラム教徒であるとか、アルジェリア系住民、あるいは「生粋の」フランス人という意識をもち、他の集団との交流を拒否する。歴史意識が個人のアイデンティティ形成に重要な役割をはたすとすれば、つまり自分がどんな社会集団の「体験」（記憶）を引き継いでいるかという意識が社会の中で自分をどんな風に位置づけるかについて決定的な要因になるとすれば、歴史意識の亀裂は市民のアイデンティティの亀裂に直結することになり、そしてそれは「共同体主義」的の社会を発生させてしまう。「引揚者法」第四条は植民地主義を支持するような反動的な心性の反映であり、植民地主義の犠牲者となった人々への配慮と想像力を欠くという意味で「国家主義的な共同体主義」への自閉に他ならない。しかし、植民地時代を懐かしく思う人たちが（そういう人たちだけが）抱懐するような歴史認識が法律で明言されることになると、植民地主義を被支配者として体験した社会集団に属する人々はそうした歴史認識を共有できない。つまり植民地主義の「肯定的側面」を強調し法制化することは、マイノリティーには容認できない特殊な（そしてマジョリティー特有の）排他的記憶を出現させ、それは結果的に、マジョリティーの記憶を共有できないマイノリティーに対してマジョリティーと共有できないかれら独自の特殊な記憶を主張させることになるだろう。共同体主義はそれと対抗する共同体主義を惹起する。そしてそれは記憶の戦争を誘発するだろう——これがリオジュー等6人の歴史家が憂慮することがらであったのだ。

【2005年の「引揚者援護法」とはどんな法律か】

1962年の独立で植民地アルジェリアからフランスに「引き揚げた」人々には二種類のグループが存在した。つまり一方で非イスラムのピエ・ノワールと呼ばれたヨーロッパ系の人々⁵⁾、他方でアルキと呼ばれたイスラム系のフランス軍現地補充兵部隊である⁶⁾。前者のピエ・ノワールは90万人程度、その大半がフランスに引き揚げたと

4) 《Colonisation: non à l'enseignement de l'histoire officielle》, in *le Monde*, le 25 mars 2005, p. 15

5) これにはアラブ系住民とは異なり1870年という早い時期にフランス国籍を取得した現地出身ユダヤ系住民も含まれる。

6) 現地補充兵の家族や親フランス系イスラム教徒もこのカテゴリーに含まれる。

言われている⁷⁾。一方、26万人程度いたイスラム系フランス軍兵士・現地補充兵部隊・親フランス系住民はアルジェリア独立後、その家族も含め、10万人弱の人々がフランスにわたり、フランス人として生活するようになった。

アルキは独立派勢力からは裏切り者と見られ、独立時に独立派住民の報復行為の犠牲になった者も多かった。またフランス政府もかれらをフランスに受け入れることに消極的で、フランスに移住できた者も困難な生活を送ることを余儀なくされた。またピエ・ノワールは搾取者⁸⁾と見なされていたから反植民地主義的なフランス左翼から歓迎されるはずもなかったし、また植民者の頑な態度が事態を紛糾させたと考えたド・ゴールの政府もかれらに対して冷淡な態度をとっていた。しかしピエ・ノワールたちはフランス社会に問題なく適応し、容易に生活を安定させることに成功した。それに対してアルキは新しい環境への順応に困難をおぼえ、長い間、劣悪な生活環境の中で放置されていた。引揚者援護法はこうした人々に対するフランス社会の精神的な補償という面もあったが、そもそも引揚者のなかにはアルジェリア独立で現地に所有していた財産を失った者も多かったから、そうした意味でも歴代政府がこの法律を含め、一連の補償法を制定したり援護策を実施したのは当然のことではあった。とはいえ、このような特定のカテゴリーの住民への支援策を票目当ての政治家が選挙対策に利用するということはどこでもありがちなことであろう。実際、2005年の援護法も引揚者が多い選挙地盤の議員たちが推進して制定されたものだった。

この法律の本来的な立法の意図は引揚者への年金制度・生活支援であったのだが(6条～11条)、それに先立った1条から5条においては引揚者の「名誉回復」という面が強く強調された。その各条を以下に要約的に紹介しよう。

第一条：旧植民地において「フランスによって成し遂げられた業績に寄与した人々」への国家の感謝の意の表明と、植民地独立で損害を被った人々の被害を認め、かれらに賛辞を捧げる

第二条：(独立派による)エヴィアン協定違反行為による民間人犠牲者を戦死軍人と一緒に顕彰する

第三条：独立戦争を記念する財団設立

第四条：大学で植民地主義について正当な評価を行えるよう研究推進(第一項)、学校における植民地主義の「肯定的役割」の教育(第二項)

第五条：アルキへの侮辱・中傷行為、および独立時、アルキに対してなされた犯

7) 他のマグレブ諸国からの帰還者とあわせて150万員程度の間人が脱植民地化の過程でフランスに「引き揚げた」。

8) とはいえ数的には大部分が労働者・都市プロレタリアートであり、搾取の張本人と見られることは不当であるという意識を強くもっていた。

罪行為擁護の禁止

ここに見られるように、第四条（特にその第二項）は明らかな勇み足で、これに対して集中的に批判が浴びせられたのだが、精神としては第一条から第五条の他の部分もそれと大きな差がないことは明らかだろう。ピエ・ノワールがすべて植民地の搾取者であったというのは間違いだし、アルキが祖国（アルジェリア）の裏切り者だというのは不当な中傷と言うべきであろう。かれら自身も、フランスが植民地主義という不幸な過去を清算する作業の犠牲者だったのだ。しかしそうした人々に対する配慮や復権の試みが、植民地主義そのものの復権の誘惑とつながりかねないことは容易に想像可能である。第四条第二項はもともとの法案ではなくヴァネストという議員が審議中にもぐりこませた修正案で、皆があまり注目することもなく採択されたものなのだが、しかし植民地主義について「自虐史観」から脱却したいという欲求はフランス政界・言論界にずっと底流としてあった⁹⁾。実際、2003年3月5日にジャン・レオネティ、フィリップ・ドゥスト＝ブラジ（2005年6月から外相）を筆頭とする110名程の議員の共同提案で「フランスが現前していた時期にアルジェリアで生きたフランス市民全員のポジティブな業績が公的に認められる」という条項だけからなる法案が提出されている¹⁰⁾。この法案は国民議会の文化・家族・社会問題委員会で審議されたもののそのまま廃案になったのだが、引揚者支援などのプラグマティックな目的を持たない、単に歴史認識のみを表明した奇妙なこの法案は、植民地主義の過去再評価の欲求が具体的な政策とは独立して存在していたことを明確に示すものであろう。どうしてこうした欲求がこの時期に発生したのだろうか。ここには相反する二つの要素が動機として作用しているように思われる。その第一は復古主義・懐旧主義、第二は現在に対する新共和主義の危機感である。前者は要するにフランスの過去の栄光（フランス植民地帝国）を懐かしんだり、あるいは単純に過去を美化したいという審美的態度であり、そしてそこには旧植民地で植民者として生活した人々の自己肯定の欲求が含まれる。それにたいして、後者は過去ではなく、むしろ現在の状況認識から出発する。つまりそれはどちらかと言えば左翼的な発想であり、植民地主義批判を共和主義の全面的否定と考え、多文化主義による共和主義の弱体化に対抗する言説を構築しようとするのだ。

9) この法律の成立事情とそれを推進した政治勢力については Romain Bertrand, *Mémoires d'empire : la controverse autour du «fait colonial»*, Edition du croquant, 2006 に詳細な分析がある。

10) 《Proposition de loi (No 667) visant à la reconnaissance de l'œuvre positive de l'ensemble de nos concitoyens qui ont vécu en Algérie pendant la période de la présence française》, <http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion0667.asp>

【法律の政治問題化】

最初はさほど注目されなかったこの法律もル・モンド紙での「政府公認歴史教育拒否アピール」などによりやがて政治問題化していく。まずこの年の6月7日、アルジェリア独立以来、ほぼ一貫して政権与党だったFLNが引揚者援護法にたいして抗議のコミュニケを発表し、この法律が「植民地主義を讃え」、「反動的な歴史観を法制化し」、「きわめて醜悪な行為を隠蔽して植民地主義の野蛮さ」を正当化しようとしていると批判する¹¹⁾。当時、フランスとアルジェリアの間では「1963年にドイツと結ばれたエリゼ条約」にも匹敵するとされる友好条約が締結寸前だったのだが、それが引揚者援護法のために頓挫してしまう¹²⁾。この法律をめぐる論争がおこったために外相ドゥスト・ブラジーが2003年の法案の共同提案者であったという事実も遡及的に問題化され、外相のアルジェリアとの外交交渉責任者としての適格性そのものが問題とされるようになった。そしてやがてアルジェリアの大統領ブーテフリカもフランスへの批判を繰り返すようになる。引揚者援護法は「否定史観、歴史修正主義」であり、「どうして一国の議会がアルジェリア国民全体を虐殺するという罪を犯した植民地主義を賞賛し、フランスの存在が植民地支配を受けたアルジェリア人に対して貢献をしたなどと主張することができるのだろう」と述べる¹³⁾。一方、フランスでも保守派政治家たちはブーテフリカ大統領のこうした激烈な批判に対して反発するものもでてくる。歴史認識をめぐるこうした挑発と反発の連鎖は日本での状況を彷彿とさせるものがある。

やがてその秋、日本でも大きく報道されたフランスの都市郊外での大規模な騒乱事件が発生する。郊外は移民ないしはその子弟が集住する地域であったから、実態がどうであったにせよ、この騒乱事件は旧植民地出身者のフランス社会に対する蜂起として、双方から（フランス社会からも、そして旧植民地出身者の側からも）意識される傾向があった。実際、哲学者フィンケルクロートは新聞のインタビューを受けて事件をそのような仕方でもとめている。すなわち、かれによれば2005年秋の都市郊外騒乱事件は「黒人とアラブ人」による共和国に対する破壊活動だったのだ¹⁴⁾。

長期にわたったこの騒乱事件を沈静化するために政府は11月8日のデクレで「1955

11) 《La résurgence du passé colonial jette un froid entre Paris et Alger》, article du *Monde*, le 11 juin 2005, p. 2

12) 《Les mots de la rancœur continuent de faire obstacle à la réconciliation franco-algérienne》, article du *Monde*, *ibid.*

13) 《Le président algérien accuse la France de “cécité mentale”》, article du *Monde*, le 5 juillet 2005, p. 4

14) フィンケルクロート発言の分析については拙稿「フランスにおける反人種差別主義的ディスクールの危機」(『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第12号、2006年3月、p. 25～49) 参照

年4月3日の法律」(55-385号)を適用して緊急事態令を発令したが、この法律はアルジェリア独立戦争の際に成立したものであったし、また1961年10月17日、FLNがパリでエヴィアン交渉に圧力をかけるためにおこなったデモの際にもこの法律が適用されて夜間外出禁止令がだされ、その時、パリ警視庁長官モーリス・パボンの指示で行なわれた厳しいデモ規制で多数のデモ参加アルジェリア人が警察の手にかかって殺害されている¹⁵⁾。従って、こうした経緯をもった緊急事態令は、意図されたものではないにしても、結果としてきわめて挑発的な措置となった。それはマイノリティーのフラストレーションにたいする配慮に欠けるというだけではなく、マジョリティーにたいしてもアルジェリア独立戦争の際と同じような民族的対立感を煽り立て、「記憶の戦争」を誘発・激化させる危険性のある措置だったのである。

歴史家の批判やアルジェリアの抗議をみて問題の深刻さを初めて認識した社会党は国民議会で引揚者援護法の四条廃止提案をおこなう。社会党は批判が集中した四条二項だけではなく四条全体の削除を提案した。それは植民地主義の「肯定的な役割」の「法による公認」は論外としても、そもそも「議会には大学における研究プログラムは言うに及ばず学校の教育プログラムを決定する権限はない¹⁶⁾」からである。この社会党提案は11月29日、国民議会で議論されるが、与党が正式審議を拒否し、廃案となる¹⁷⁾。

折しもその年の12月2日はナポレオンのアウステルリッツ会戦200周年にあたり、ヴァンドーム広場や現地アウステルリッツで記念式典がおこなわれた。しかしアンヴァリッドに遺骸がまつられているこのフランスの「偉人」の戦勝を記念する式典に大統領も首相も出席しない¹⁸⁾。シラクはともかく首相のヴィルパンはナポレオンに関

15) 死亡者の正確な人数については当時の警察発表の「数人」からFLN側の「300人」まで、論争があってまちまちである。

16) 《Rapport fait au nom de la Commission des Affaires culturelles, familiales et sociales sur la proposition de loi (No 2667) de M. Bernard Derosier et plusieurs de ses collègues visant à abroger l'article 4 de la loi No 2005-158 du 23 février 2005 portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés》，par M. Bernard Derosier. Rapport No 2705, Document mis en distribution le 25 novembre 2005, p. 9. この報告書は国民議会のサイト (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r2705.asp>) で入手可能である。四条全体を否定するこうした議論は当然「トビラ法」とも関わってくる。トビラ法については後で論じるが、援護法4条と同じような大学研究プログラムや教育プログラムへの言及を含んでいるからである。実際、社会党法案提案代表者ドロジエはトビラ法に言及し、この法律の内容自体に誰も異議を唱えないが、教育への干渉という点で「不幸な先例」となっていると述べる。(ibid.)

17) J. O., Année 2005 - No 99 A. N. (C. R.), p. 7623

18) 《Ni Chirac ni Villepin ne commémore Napoléon accusé d'esclavagisme》，article du *Monde*, le 30 novembre 2005, p. 10.

する著作もあり、その心酔をかくさなかったにもかかわらずである。何故か？ それはフランス革命の際にいったん廃止された黒人奴隷制度が、ナポレオンによって1802年に再開されていたからであり、フランスの海外県出身者（とりわけカリブ海の黒人奴隷の子孫の多い地域）の団体がその点を問題視していたからである。引揚者援護法のために世論が歴史問題に敏感になった中、騒ぎを大きくしないための政治的配慮だったのだが、しかしこの欠席自体が注目を浴びてしまう。大統領・政府のこうした態度にとりわけ反発したのは与党議員たちだった。かれらはそれを「ポリティカリー・コレクトの圧力」にたいする妥協と感じ、「改悛至上主義という現代特有の傾向」を強く批判する¹⁹⁾。これに歴史学と政治の無原則な相互干渉を嫌う歴史家の批判が加わる。高名な歴史家ル・ロワ・ラデュリはフィガロ紙で「政権担当者が海外県の圧力に屈した」ことを批判し、「ルイ13世からルイ＝フィリップにいたるまでのフランス国王が奴隷制度の共犯者だったという理由で、かれらの行為を記念する行事を将来にわたってすべて禁止しなければならないのだろうか」と自問する²⁰⁾。

一方、海外県出身者は12月3日にアンヴァリッドでデモをおこなう。掲げられた横断幕には「ナポレオン＝奴隷商人＝犯罪者。ナポレオン賞賛は拒否する。歴史の偽造は拒否する」と書かれ、デモ参加者の一人は政府が「奴隷制度の肯定的役割を強調」しようとしていると憤慨する²¹⁾。ナポレオン戦勝公式式典と引揚者援護法を意図的に短絡させて結びつけたこうした発言は、不用意に採択された法律がフランス国内にうみだした緊張を如実に表現していると言えよう。

しかし波紋はこれだけにはとどまらなかった。内務大臣サルコジが予定されていたマルチニック・グアドループ訪問を取り消すことを余儀なくされたのだ。それはマルチニックのネグリチュードの詩人エメ・セゼールが内務大臣の表敬訪問を受ける意志がないと明言したためだった。エメ・セゼールは高名な文学者であるが、政治的にも重要な役割をはたし、長い間、マルチニック選出国會議員をつとめ、80歳を超えて政界を引退した今もフォール・ド・フランス市の名誉市長だった。かれは内務大臣との会見を拒否するのは「『植民地主義論』の著者として2005年2月23日の法律の精神と文言を支持するような態度をとることはできない」からだと述べた²²⁾。その他、マルチニックの地方議員や労働組合関係者が、秋の暴動の際のサルコジの移民に対する挑

19) 《Polémique autour des célébrations du bicentenaire de la bataille d'Austerlitz》, *Le Monde fr.*, le 3 décembre 2005 (<http://abonnes.lemonde.fr/cgi-bin/ACHATS/ARCHIVES/archives.cgi?ID=0e49a919f9f26a14cc3e75811548b600abb2206a33c5b95>)

20) 《Napoléon boycotté, l'Histoire amputée》, article du *Figaro*, le 1er décembre 2005

21) 《Des associations d'outre-mer manifestent contre la "falsification de l'histoire"》, article du *Monde*, le 6 décembre 2005, p. 12

22) 《Aimé Césaire refuse de voir Nicolas Sarkozy》, article du *Monde*, le 7 décembre 2005, p. 11

発的な発言に抗議して、かれの来訪にあわせてデモを計画しているという報道もサルコジの日程変更の理由となったようである。

このように外国政府の抗議だけではなく、海外県出身者の強い反発もうけて、シラク大統領はこの問題の政治的出口を模索せざるをえなくなる。こうしてかれは12月9日、国民議会議長ジャン＝ルイ・ドゥブレに「記憶と歴史に関する議会の活動を評価するための多党派委員会」を結成して問題を検討するよう要請する²³⁾。そして最終的に2006年1月25日の大統領コミュニケで次のように述べて、引揚者援護法の第四条第二項をデクレによって廃止することを発表する²⁴⁾。

共和国大統領は2005年2月23日法がすべてのフランス人引揚者およびあらゆる出自のフランス軍兵士に対して正当に必要な賛辞を捧げるものであると考えている。しかし第四条第二項は国民の多くに疑問と誤解を生じさせた。国民の和解を回復するためにはそうした疑問や誤解を解消することが必要である。自国の歴史に関して国民は結集しなければならない²⁵⁾。

こうして2月15日、デクレ2005-158号で問題の条項は廃止されたのである。

【もうひとつのアピールと問題の拡大】

このように2005年初頭の法律成立から2006年初頭まで、丸々一年間、引揚者援護法の「植民地におけるフランスの存在の肯定的役割」をめぐる、フランス政府は外交的にも内政的にも（とりわけ常に微妙な問題を孕まざるをえない海外県との関係において）窮地に追い込まれ、最終的に第二項削除を余儀なくされるのだが、大統領がドゥブレ委員会設置（四条修正への舵きりの意志表明であることは明白だった）を発表したその数日後の12月13日、「歴史の自由アピール」と呼ばれる新たなアピールがリベラシオン紙に発表される。これは歴史認識問題を単に特定の法律の問題箇所への反対というのではなく、もっと大きな枠でとらえなおして新たな問題提起をしたものだった。このアピールの共同署名者19名のなかでは、エリザベート・バダンテールや

23) 《Mémoire coloniale: Jacques Chirac temporise》, article du *Monde*, le 11 décembre 2005, p. 9

24) http://www.elysee.fr/elysee/elysee.fr/francais/salle_de_presse/communiqués_de_la_presidence/2006/janvier/loi_du_23_fevrier_2005_communique_a_propos_de_l_entretien_du_president_de_la_republique_avec_le_president_de_l_assemblee_nationale.38884.html

大統領は国務院に当該箇所が「立法的」法文ではなく「規則的」法文であること、したがって立法措置によってではなくデクレによって改正することが可能であることを確認させた。議会による条項削除ではなくデクレによるそれを選択したのは論争を激化させないための政治的配慮であることは明白である。

25) *Ibid.*

ジャック・ジュリヤールなど「反多文化主義的（あるいは新共和主義的）左翼」知識人の存在が注目されるが、その他ルネ・レモン、アラン・ドゥコー、ジャン＝ピエール・ヴェルナン、ピエール・ノラ、モナ・オズーフなどフランスを代表する第一級の歴史家が名前をならべている。

このアピールはまず、「近年、ますます頻繁に政治が過去の出来事の評価に介入するようになり、また歴史家や思想家が裁判にまきこまれることが多くなった」ので、そうした事態に深い憂慮をおぼえていると述べる。アピール署名者によれば歴史は宗教でも、道徳でも、単なる記憶でもない、科学である。だから歴史学にとって大事なことは厳密な方法による事実の確定であり、決して過去を「裁判する」ことではない。そして「自由な国において、歴史的真理を確定する権利を持っているのは議会や司法権ではない」として、引揚者援護法のみならず、これまで採択されたすべての「歴史の記憶」関連の法律を廃止するよう要求する。何故ならば、そうした法律は歴史的判断を法文に明記することによって「歴史家の自由を制限し、歴史家に調査対象・研究対象を指示してそれに従わなければ罰則をあたえ、研究方法を規定し、制限を設け²⁶⁾」ているからである。

このアピールが言及した「歴史の記憶法」とは、2005年の引揚者援護法の他、三点ある。それは

- 1) ゲソー法（「人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑圧するための1990年7月13日法」：90-615号法）
 - 2) アルメニア法（「1905年のアルメニアにおけるジェノサイドを確認する2001年1月29日法」：2001-70号法）
 - 3) トピラ法（「奴隷売買と奴隷制度を人道に反する罪と認める2001年5月21日法」：2001-434号法）
- であった。

まずゲソー法だが、これは法律の正式名称が示す通り、民族・人種・国民・宗教にもとづくあらゆる差別を禁止することを主眼とした法律であった。歴史研究との関連で問題になったのはその第9条である。9条は1881年の出版自由法を改正する条項を含んでいた。すなわち1945年のロンドン協定で定義された「人道に反する罪」で有罪になった組織のメンバーその他がおこなった罪を否定する見解をなんらかの手段により公表した場合、それを罰するという規定がこの法律にはあったのである。これは、1980年代、歴史学の常識に反してナチスによるユダヤ人虐殺の存在自体を否定する見

26) 《Liberté pour l'histoire: Une pétition pour l'abrogation des articles de loi contraignant la recherche et l'enseignement de cette discipline》, article de *La Libération*, le 13 décembre 2005, p. 35

解が頻繁に繰り返されており、それに対処するためのものであった²⁷⁾。

第二のアルメニア法は「フランスは1915年にアルメニア人に対するジェノサイドがあったことを公式に確認する」という一条だけで構成された法律である。これは第一次世界大戦中の1915年、ロシアとの戦争にそなえるためにオスマン帝国政府が国境地帯のキリスト教系住民アルメニア人を迫害し、多数の死者がでた事件にたいする言及であるが、アルメニア人はこれをトルコ政府による計画的なジェノサイドであると主張し、トルコ政府はそれを否定して、トルコの欧州連合加盟ともからんで国際的な論争の的になっている。フランスにはある程度アルメニア出身者のコミュニティが存在しているし、また欧米諸国で一般にかれらに対する同情・共感が強いことは事実であるが、歴史認識（しかも外国の）のみを含んで規範的価値をもたない点できわめて特異な法律と言わざるを得ない。しかし国民議会で全会一致で採択された²⁸⁾この法律は制定された当時、トルコとの関係悪化を懸念する声はあったものの、フランス国内ではさしたる反発も（そしてある意味では、反響も）呼ばなかった²⁹⁾。この法律がフランスで制定されることが何故必要であるかという論拠として国民議会での審議の際のジョルジュ・サル議員の法案支持演説の次のような箇所は代表的なものと言える。

1915年の出来事に法律で正しい名称を与えることはまず第一に歴史の真実を樹立することになります。(……)

この真実を確立すること、それは単に記憶の義務や人権そしてフランス共和国の普遍的価値に対するわれわれの愛着を表明することを意味しているのですが、それだけではありません。それはさらに集団的記憶喪失に対する終わりなき戦いに参加することでもあるのです³⁰⁾。

27) 歴史家 Pierre Vidal-Naquet は1987年に出版された *Les Assassins de la mémoire* (La Découverte) の序文で「二年前から《修正主義史観》の試み、つまりヒトラーのガス室など存在しなかったと主張し、精神病患者、ユダヤ人、ジプシー、きわめて劣等であると見なされた民族のメンバーたとえばスラブ人、などが虐殺されたという事実を否定する試みが不安を感じざるをえない程、激しくなっている」と述べている。(éd. de 1995, p. 7)

28) <http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/2000-2001/2001011809.asp>

29) トルコによるアルメニア人ジェノサイド問題に関しては、イギリスの歴史家バーナード・ルイスがル・モンドでのインタビュー（1993年11月16日、ル・モンド・エディション編『《ル・モンド》インタビュー集、哲学・科学・宗教』産業図書、1995年刊に集録）でトルコ側に民族絶滅の意図や計画がなかったのでジェノサイドと形容しがたいと発言したことについて、アルメニア系住民から訴えられ（《Le Forum des associations arméniennes poursuit l'historien Bernard Lewis》, article du *Monde*, le 19 mai 1995）、パリ大審裁判所で敗訴して1フランの損害賠償金を支払うよう命じられている（《Bernard Lewis condamné pour avoir nié la réalité du génocide arménien》, l'article du *Monde*, le 23 juin 1995）

第三のトビラ法はアルメニア法と同じ年、仏領ギアナ出身のクリスチアンヌ・トビラ議員の発議で成立した法律である。その第一条は「フランス共和国は大西洋横断黒人奴隷売買とインド洋奴隷売買およびアメリカ、カリブ海、インド洋、ヨーロッパで15世紀以来おこなわれたアフリカ人、アメリカ・インディアン、マダカスカル人、インド人にたいする奴隷制度が人道に反する罪であると認める」と宣言する。つまりこれもアルメニア法同様、まずなにより歴史的認識を法律で規定することを主眼としているのである。その他、第二条では奴隷制度の歴史の教育・研究を推進することがうたわれ、第三条で奴隷制度が人道に反する罪であることを国際機関にも承認させる努力をおこなうことが明記される。さらに第四条では奴隷制度廃止記念日について言及され、そして第五条で1881年の「出版の自由法」を改正して、奴隷の記憶を擁護する団体が奴隷問題に関する中傷的発言・意見表明に対して民事訴訟の原告となれることが規定される。この法律も国民議会で、超党派で全会一致で採択されている³¹⁾。

この「歴史の自由アピール」は非常に大きな反響を呼んだ。それは何よりもゲソー法が批判対象に含まれたからである。ゲソー法は言論の自由を制限する内容を含んでいたから制定当時、一部の人権団体（人権協会など）の反対があったことは事実である。しかし当時、勢力を着実に伸長させ続けていた極右政党国民戦線の半ば暴力的な言説や歴史の捏造への対抗手段としてやむをえないというコンセンサスがフランスでは徐々に成立していた。ユダヤ人虐殺の否定がスキャンダラスなものと感じられるというのは感覚的に理解できる事柄であるし、またそれはフランスの内なるデーモンの「悪魔払い」という側面もある。実際、フランスにおいてユダヤ人虐殺に関する「記憶の義務」はほとんど「市民的義務」となる。そしてそうした世論の存在によって政府の「国民の記憶」への干渉は倫理的正当性を与えられるのみならず、ほとんど政府の義務・責務であるかのように感じられる。ショアーという事件の例外的な重要性、そしてこの明白な事実を執拗に否定しようとする政治勢力がいまなお残存するという事実、こうしたことのためにショアーをめぐる「記憶の義務」はいつまでもアクチュアリティを失わず、立法措置をとってさえ擁護されるべき価値とされつづける。しかしこうした「記憶の義務」が特定の事件に限定されず、さまざまな歴史上の悲劇の被害者（あるいはその子孫）がみずからが被った被害の例外的甚大さを強調して、国民的記憶のなかに自分たちの過去の体験がしかるべき地位を占めるべきであると主張するとき、それを選別する作業はきわめて微妙なものとならざるをえない。その結果、政治が「国民の記憶」に関与する領域が際限なく拡大され、奇妙な事態をひきおこす可能性があることは十分予想されることであろう。実際、「歴史認識」を対象にした法

30) *op. cit.*, <http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/2000-2001/2001011809.asp>

31) http://www.assemblee-nationale.fr/11/cra/1998-1999/99021809.asp#P422_122507

律は「歴史の自由アピール」が問題にした四つにとどまらないし、それに記念日の設定や記念博物館の建設、さらには歴史問題に関する政府要人の発言なども含めると、近年フランスにおいて政治がどれだけ「記憶」に関与しているか、少々驚愕の念を禁じ得ないほどである。

「歴史の自由アピール」は記憶をめぐるフランス的な常識に冷や水を浴びせかけたと言える。フランス的常識とは、強制的な手段をもちいてでも守られるべき記憶が存在する、それをおこなうことは正当であるだけでなく、政治の義務でもあるという確信・コンセンサスなのだが、しかしそうした干渉はどこまで許容されるのかという問題は早晚提起されざるをえない。フランスにおけるユダヤ人虐殺の「記憶」に相当するのはもちろん日本では原爆被害であり、そしてそれもまたユダヤ人ジェノサイドと同じように神聖化された「記憶」となり、それにたいする批判はほとんど冒瀆とさえ感じられる。しかしもちろん原爆被害の強調が日本の第二次世界大戦での加害者としての側面を弱める効果があるという批判があることも周知のとおりである。政治と記憶の関係は、その一見平明な外観にもかかわらず、きわめて困難な問題を常に内包しているのだが、「歴史と自由アピール」は、ショアーというフランス人の政治的倫理の根源に触れる問題をまきこんだ形で、政治が記憶に関与することの危うさを訴えかけたと言えるだろう。

このアピールに対してさまざまな批判的反応がだされているが、そのいくつかを紹介しよう。まず「歴史の自由アピール」がリベラシオン紙で発表されたその数日後の12月20日、無料配布新聞ヴァン・ミニユット紙で「混同は避けよう」と題されたアピールが発表された³²⁾。その筆頭署名者はセルジュ・クラルスフェルト、ヴィシー政権のユダヤ人強制移送への関与を追求し、この問題へのフランス政府の責任を問いつけた弁護士であった。このアピールは歴史研究に学問の完全な自律性が保証されることが必要であると認めながら、「歴史の自由アピール」に言及された四つの歴史認識関連法について引揚者援護法とそれ以外の三つを区別し、両者の「混同」を批判する。というのもかれらは「極めて議論の余地の大きい法律の条項と、それとは全く性質を異にする他の三つの法律を混同することは有害」であると考えたからである。

前者（引揚者援護法）はひとつの政治的立場にすぎないものを法律によって学校で教える教育内容にしているのだから、それを廃止することは好ましい。それに対して後者はジェノサイドや人道に反する罪を構成する事実、すでに証明された事実を認め、そうした事実を否認したり、またそれによって犠牲者の尊厳が侵さ

32) ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌のサイトにその全文が転載・紹介されている (<http://archquo.nouvelobs.com/cgi/articles?ad=culture/20051220.OBS9491.html&host=http://permanent.nouvelobs.com/>)。

れないようにするものである。

要するにこのアピールの署名者によれば一方はすべての歴史家に認められた明白な事実を法律によって保護するのだが、他方は単なる政治的立場にすぎないものを法律にしようとしているから問題が生じている、政治は歴史の解釈に介入してはならないが、歴史の真実が侵害されることがないように介入しなければならないのである。

もう一つ、今度は政治家の反応を紹介しておこう。社会党党首フランソワ・オランダは歴史家と政治家の役割の違いを認めながら、政治家にも歴史認識について一定の役割をもつと述べる。というのもどんな風に歴史的事件を解釈するかによって「具体的な立法上の影響が出る場合がある」からである。その例としてオランダはアルジェリア独立戦争がフランスにとって単なる「事変」であるのか「戦争」だったのかによりそこから生じた損害を法的にどのように補償するかについて違いがでてくることを指摘する³³⁾。オランダが言及しているのは1999年10月18日の「《北アフリカにおける軍事行動》という表現を《アルジェリアにおける戦争あるいはチュニジア・モロッコにおける戦闘》という表現に変更することにかんする法律99-882号」で、マグレブにおけるフランス軍の軍事行動に戦争という名称を与えることにより、負傷者・死亡者に戦傷者・戦死者のステータスを与え、それに応じた金銭的補償をおこなうことを目指したものである。こうした事例において歴史的事件の評価が政治的行為（立法措置）と直結し、従って政治家が歴史認識に介入することに全面的に正当性をもつことは明らかである。しかしオランダはここで政治と歴史認識の関係を非常に限定的にとらえ、ある意味では核心的な問題を回避していると言える。というのもオランダ的な観点からは逸脱的な歴史解釈を公言した者にたいして罰則を与えるという発想（ゲソー法）は視野には入らないからである。ここで問われている問題をもっとも極限的な形で表現するとすれば、それは次のようになるだろう。すなわち、政治は国民的記憶を管理することを自らに禁じるべきなのか、それとも逆にそれは政治の義務であるのか？

「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」

この問題に関して「歴史の自由アピール」にもっとも正面から反論を加えたのは「歴史の利用方法について警戒を促す」と題されたアピールをだしたグループであった。このアピールの中心人物のひとりである歴史家フィリップ・ノワリエルは拙論で最初に紹介したアピール「政府公認歴史教育拒否アピール」の共同署名者でもあった。従ってこれも「歴史の自由アピール」と同じように引揚者援護法第四条が示すような政治による歴史学への干渉を否定するのだが、しかし19人の歴史家のそれとは異なり、「歴

33) <http://www.aidh.org/hist-mem/querelles.htm>

史の利用方法について警戒を促すアピール」は「歴史の自由アピール」とは全く異なった角度から歴史的知識と政治のかかわり合い方を考えようとする。まず、新しいアピールの署名者にとって、歴史認識関連四法の全廃を主張する「歴史の自由アピール」はそれ自体が政治的な含意をもつ。というのもそれは世論に対して悪い影響を与えることが危惧されるからである。ゲソー法などこれまでの三つの法律が「擁護しようとしている原理の普遍的価値」は否定しがたいものである。それなのに歴史研究の自由を主張すると称して、そうした否定しがたい事実を認定した法律を廃止することは歴史を歪曲する極右政党によって悪用される可能性がある。歴史研究の自由は保証されるべきである。しかし

「歴史の自由」の名の下に記憶の重要性を規定した法律の廃止を求めることは我々には法外で根拠のない要求であるように思われる。集団的記憶は市民全員の問題であり、歴史家のみ占有物ではない。従って、歴史についての科学的知識と過去の政治的評価は民主主義社会においてどちらも同じくらい必要な事柄ではあるが、しかしこの両者が混同されてはならないことをわれわれはよく肝に銘じておかなければならない³⁴⁾。

と述べ、そして「歴史の自律性を擁護するという意志に動かされ、現代社会において過去の出来事をどんな風を使用するかという問題についてみんなで考えたいと希望する教員や研究者」を集結した「歴史の公的使用を監視する委員会」を結成すると宣言する。このグループはネットのサイト³⁵⁾をつくり、それをひとつの核として現在も活動を展開している。このサイトには歴史認識と政治とのかかわりについていくつもの論文が掲載されているが、この問題についてグループでは一定の共通した論点がみられる。それは「科学的な作業としての」歴史研究のかたわらで「記憶」は市民社会において正当な存在意義をもつということである。歴史学が政治的圧力を受けて学問の自由を制限されることがあってはならないことは当然である。しかしそれは歴史が歴史学者の占有物であり、そこには他のいかなる者も容喙することが許されないという意味ではない。実証され、学問的に確立された歴史的眞実の上に政治が集団的記憶というモニュメントを建設したいと考えるならば、それは政治の権利であり、そして市民がそれを熱望するならばそれは政治の義務なのである。

「歴史の自由アピール」と「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」の対立は最終的には「記憶」をどのように評価するか、あるいはそれをどのように定義するかという問題に還元できるだろう。19人の歴史家によるアピールは歴史と記憶の違いを正確さの度合いの問題に還元している。つまり、かれらにとって記憶とは主観的・

34) <http://cvuh.free.fr/debat/appel.usage.histoire.htm>

35) <http://cvuh.free.fr>

個人的体験にすぎず、従って資料批判がされていない不確実な知識にすぎない。それに対して歴史学の知識は科学的手続きを前提としており、主観的確信に安住せず、すべてが一時的な（現時点での）通説にすぎず、いかなる「真実」であれ絶えざる科学的検証によって何度も書き換えられ、精緻にされていくべきものにすぎない。それなのに一連の「歴史の記憶法」はそうした歴史的「事実」を権威的に固定化するものであり、その意味で学問の自由に対する侵害となる……。

一方、「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」署名者にとって「記憶」とはなによりも価値判断なのである³⁶⁾。「歴史の自由アピール」は四つの「歴史の記憶法」をすべて政治の歴史への介入として批判するが、それは誤りである。というのも引揚者援護法の問題の条項は解釈に議論のあるテーゼだが、残りの三つの法律は歴史的事実に関しては議論の余地のないものであるからだ。では何故、議論の余地なく認められている事実を法律に明記しなければならないかという、それはその事実が共同体の過去にとってきわめて重要な意味をもっており、そして未来の指針として長く掲げられるべきであると判断されるからである。もちろんここには「学問的正確さ」とは無関係な恣意性、あるいは自由意志によっておこなわれる選択がある。しかしその恣意性は事実の認定に関わるのではなく、その重要性・価値判断にのみ関わっている。過去に何がおこったのかを決定するのは市民ではなく歴史家である。しかし未来のための戒めとしたり、来るべき社会のモデルとするために、過去のどの出来事を選び、ひとびとの記憶に供するかを決定するのは歴史家ではなく市民である。学問としての歴史学は事実の認定に関しては全面的に発言権を確保されるべきであるが、歴史から教訓をひきだすのは市民社会であり、政治である……。

「歴史の自由アピール」と「歴史の利用方法について警戒を促すアピール」、この二つのアピールの違いはこんな風に言い換えることもできるだろう。つまり一方は歴史と政治を完全に分離することができ、もし両者が相互干渉することがあれば、それは逸脱的事態であるから排除されるべきであると考えたのに対して、他方は「歴史の公的利用」を全面的には否定しない。かれらが「歴史の公的利用を監視」しなければならないと考えるのは、いずれにせよ歴史は政治の場で利用されるものであるし、またそれは不当であるどころか、むしろそうされるべきであるからである。そもそも公的議論の場で歴史的知識が一切「利用」されないとしたら、それこそが異常な事態であろう。過去の政治的な評価なしには未来の政治的選択はありえないのだ。しかし歴史

36) ジェラルド・ノワリエルは歴史と記憶について次のように述べる。「マルク・ブロックが示したように、歴史は現象を理解し、説明しようとする限りにおいて科学的な活動であるが、それに対して記憶は過去に関する価値判断を優先する。」(《A propos de la "Liberté de l'historien"》 par Gérard Noiriel, in <http://cvuh.free.fr/debat/noiriel.liberte.historien.html>)

の公的利用にも正当なものとの問題性を孕んだものがある、だからこそそれは注意深く監視されなければならないとかれらは考える。「問題性を孕んだ」歴史の公的利用については、とりあえず二点指摘することができるだろう。第一は事実認定への政治の干渉であり、第二点は価値判断のレベルでのありうべき論争である。もし前者があれば歴史家はかれらの固有な領域への不当な介入としてそれを排除すべく努力しなければならないが、後者に関しては科学性に裏打ちされた知的権威としてではなく、一人の市民として論争に参加しなければならない³⁷⁾。というのも、どれだけ科学的・実証的に確定された事実であれ、過去の事件のその範例としての重要性、さらにはそこから未来に向けてどのような教訓をひきだすべきかという問題でさえ、その時々政治的課題や、それに対して世論がどのように対処しようとしているかといった点に左右されざるをえないからである。そうした局面においては歴史家といえども特権的な発言権を有しないことは明白である。

【記憶のポリティクス——結論にかえて】

こうした観点からすると、歴史と政治の完全分離を主張する「歴史の自由アピール」がある意味では歴史の政治性³⁸⁾を隠蔽する結果になると考えざるを得なくなるだろう。もしこのアピールが主張するようにゲソー法が廃止されれば、それがもつ政治的インパクトはきわめて大きく、とりわけこれまでこの法律を適用されたケースが多かった極右政党国民戦線の「正当性」をいっそう強化することになるだろうし、「植民地主義の肯定的側面」を規定した法律と「黒人奴隷売買が人道に反する罪である」と規定した法律を同列におくことは、歴史的事実の実証的確定というレベルを超えた、政治的立場の表明に属する行為であろう。そもそも過去を範例としない、過去から学ばないという意味表明もまたひとつの政治的立場の選択なのだ。

政治権力が集団的記憶の管理に関心をもつことはほとんど不可避的・必然的であるように思われるし、実際にそれはフランスのみならずいたるところで、——「歴史の記憶法」のような直接的な形をとることはないにしても——様々な形でおこなわれている。記念日の制定、記念碑の建立、歴史博物館の建設……。従って、一連の「歴史

37) 「過去の出来事の評価に政治が介入することは共和国の歴史の中でこれまでもずっと存在してきた。確かにそうした（記憶関連の）法律を批判することはできる。しかし歴史家としてではなく、市民としてそれをおこなわなければならない。私に関して言うと、植民地主義を擁護する法律と、人種差別主義・奴隷制度・大衆迫害を断罪する法律とを同列におくことを私は否定するのだが、それは政治的理由のためである。」（フィリップ・ノワリエル, *ibid.*）

38) これは歴史が必然的に政治と関わらざるを得ない、それを避けることはできないという程度の意味で理解していただきたい

の記憶法」とそれをめぐる論争を前例のない特異な事態であるとか、例外的で逸脱的な事例であると考えべきではない。歴史が政治に取り込まれ、さまざまな形で利用されることは歴史と政治の関係の常態である。

とはいえそれはフランスにおける近年の状況が特異な性格をもっていないということではない。かつて政治権力は国民の幅広い支持を受けながら記憶の祭司として歴史の祭儀を平穩のうちにとりおこない、そしてそれは国民の間に共通の記憶を共有させることに概ね成功していた。しかし近年、フランスにおいて歴史をめぐる公的行為が頻繁に、そして強い身振りを伴っておこなわれるようになるのだが、それは必ずしも集団的記憶の普及に貢献せず、むしろ激しい論争の的となる。つまり政治と歴史の相互干渉における近年の特異性とはその頻度と有効性の欠如であると言える。歴史の解釈をめぐる国家の責任者が頻繁に発言を繰り返す³⁹⁾。「移民の歴史博物館」、「アルジェリアにおけるフランスの歴史博物館」、「海外フランス国立記念館」など歴史記念博物館がつぎつぎと建設される⁴⁰⁾。2006年に設置された「奴隷制度廃止記念日（5月10日）⁴¹⁾」、2005年に設置された「インドシナでフランスのために死んだ人々に賛辞を捧げる国家記念日（6月8日）⁴²⁾」など、記念日が過剰なまでに制定される。このようにほとんどヒステリックと思われるまでに集団的意識を共有するための狂奔的な身振りが繰り返されるのだが、それは何故だろうか。それは集団的記憶が危機に陥っているからに他ならないだろう。国民の一人一人の記憶に同質性があり、（無視することができないマイノリティーは常に存在するではあろうが）、個人的記憶の自然な集積が集団的記憶になる場合には、記憶は法や公的制度の支えを受ける必要はない。記憶を「法制化」しようとする要求が生じるのは集団的記憶の同質性が確保されなくなったからである。植民地主義を植民者として推進した社会集団と、その支配を受けた人々の子孫から構成される社会集団とが植民地主義に関して異なった個人的記憶をも

39) そうした発言の中で最も典型的なのはユダヤ人強制移送への「フランス人やフランス国家」の関与をみとめたシラク大統領の発言であろう。Allocution de M. Jacques CHIRAC, Président de la République, prononcée lors des cérémonies commémorant la grande rafle des 16 et 17 juillet 1942. http://www.elysee.fr/elysee/elysee.fr/francais/interventions/discours_et_declarations/1995/juillet/allocution_de_m_jacques_chirac_president_de_la_republique_prononcee_lors_des_ceremonies_commemorant_la_grande_rafle_des_16_et_17_juillet_1942-paris.2503.html

40) Pascal Blanchard, 《Introduction》 in *La Fracture coloniale* (sous la dir. de P. Blanchard, La Découverte, 2005), pp. 15-16.

41) Décret n° 2006-388 du 31 mars 2006 fixant la date en France métropolitaine de la commémoration annuelle de l'abolition de l'esclavage

42) Décret n° 2005-547 du 26 mai 2005 instituant une journée nationale d'hommage aux morts pour la France en Indochine, le 8 juin de chaque année.

つことは当然であろう。ユダヤ人ジェノサイドについて幾ばくかなりとも罪悪感を共有するヨーロッパ系住民とそうではない社会集団の間で、その記憶を保持し続けることの切迫感が大きく異なることは十分予想可能なことであろう。しかし国家が成立するためには機能的な統治機構が存在するだけでなく、集団的記憶も共有されなければならない。「記憶」の拡散という現実には「集団的記憶」に求心力を回復させるために、それにより明確な輪郭とより厳格に定式化された内容をもたせようとする欲求を生じさせる。

しかしある意味で集団的記憶が共有される範囲はその内容の明確化と反比例するから、そうした試みは必ずしも記憶を均一化する役にたつとは限らない。むしろ記憶の対立、記憶の戦争を激化させる危険性さえある。しかもそこにおいては見解の相違はたんなる意見の相違といったレベルにとどまることはできない。特定の主観的記憶が法制化されることは自己の主観的記憶、血肉化された記憶にたいする堪え難い侵害と感じられ、ひいては自分自身のアイデンティティの否定とさえ解釈される。記憶の戦争はエモーショナルな反応を誘発せざるをえないのである。言うまでもなく、日本も近隣諸国との間に「記憶の戦争」の危険を抱えている。しかしフランスにおいて現在、この問題は日本におけるよりずっと深刻な問題を孕んでいるように思われる。というのも「記憶の亀裂」は非常に大きなスケールで導入された移民集団の存在によってフランスの国内に持ち込まれているからである。フランスが直面しているのは「記憶の戦争」の脅威ではなく、「記憶の内戦」の危険性である。

しかし「記憶の戦争」を回避できるとしたら、それは政治からの歴史の完全な分離を主張することによってではないだろう。政治は歴史と無関係であることはできないし、またその逆も真である。それにいずれにせよ政治は記憶に干渉し、それを管理しようとする。つまり、好むと好まざるとに関わらず、記憶のポリティクス（政策）は存在する。従って、もし記憶の内戦という悲劇を回避したければ、必要なのは記憶のポリティクスを批判的に検討するディスクール（記憶の政治学）を構築することであろう。